平成２２年（フ）第２８８号
熊本市龍田９丁目６番30号
債務者　深川　重樹
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３０２号
熊本県宇土市新開町1764番地２
債務者　伊藤ひろみ
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３２０号
熊本市田迎３丁目11番５号　岩永アパート２Ｆ　６号
債務者　辛嶋　初美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３２２号
熊本県宇城市小川町東小川782、住民票上の住所熊本県八代郡氷川町中島271番地３
債務者　岡崎　竜次
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３６１号
熊本市帯山４丁目10番３号
債務者　岩崎　友美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５４号
北海道空知郡南幌町西町２丁目７番３号
債務者　柴　　麻樹
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第６８号
北海道岩見沢市宝水町60番地
債務者　斉藤美寿寿
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第７２号
北海道三笠市美園町19番地10―１
債務者　遠藤　明博
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第７３号
北海道三笠市美園町19番地10―１
債務者　遠藤ひとみ
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２８号
山形県鶴岡市藤島字西川原34番地
債務者　豊田　　律
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第２４７号
神奈川県小田原市中里183番地の８
債務者　谷川　直子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２７９号
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目12番５号
債務者　遠藤　章光
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２８２号
神奈川県足柄上郡松田町寄6372番地２
債務者　福田　幸三
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２９３号
神奈川県足柄上郡大井町上大井75番地１サンセール辻203号
債務者　平　未千代
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３０７号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1931番地42マルシンコーポ２号室
債務者　長谷川由紀
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３２０号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1931番地42マルシンコーポ２号室
債務者　長谷川裕治
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８９７号
愛知県海部郡大治町大字長牧字油51番地　メゾン丸一１Ａ号
債務者　直塚　種伸
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０１２号
愛知県清須市清洲２丁目１番地８　シンメイビル406
債務者　高瀬　里香
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部